

新温泉町財政運営に関する基本方針（令和 2 年度～令和 6 年度）

I 策定の趣旨

新温泉町では平成 18 年度から 3 次に亘る行財政改革に取り組み、令和元年度に第 3 次行財政改革大綱の計画最終年度を迎えました。実施計画に基づき、人件費・職員数の削減、補助金の整理合理化、組織・機構の見直し、行政評価の活用による事務事業の見直し等を実施し、行政経費の削減に努めるなど一定の成果が上げられました。

今後は、これまでの行財政改革大綱の趣旨を尊重しながら、新たな視点での取り組みとして、「新温泉町財政運営に関する基本方針（令和 2 年度～令和 6 年度）」を定め、実質公債費比率や財政調整基金残高等の財政指標、特別会計・公営企業への繰出金、公共施設管理運営の効率化・集約化、職員定員管理等で数値目標を設定し、将来世代への負担を軽減して、安定した自治体経営の基盤を確立することを目指します。

○策定の背景

新温泉町ではこれまで行財政改革大綱として平成 18 年度から 3 次に亘る行財政改革に取り組み、結果として主な財政指標である実質公債費比率※1（H30 決算数値：10.2%）や将来負担比率※2（H30 決算数値：72.6%）、経常収支比率※3（H30 決算数値：85.3%）の数値が改善されるなど、一定の成果が上げられました。

一方で、本町の財政状況は、歳入の根幹をなす税収入が少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や地方の景気回復が遅れている現状の中で、今後も急速な回復が期待できない状況にあるほか、歳入の約 2 分の 1 を占める普通交付税においては、町合併に伴う特例措置が令和 3 年度には完全に終了となることに加えて、人口減少による減額等も見込まれることから、厳しい状況が続くと予想されます。

また、歳出においては、社会保障関係経費や公共施設の維持補修経費、他会計繰出金※4等の増加が見込まれるほか、複雑・多様化する住民ニーズへの的確な対応が求められており、今後は、より一層健全な財政運営に配慮しながら、新規施策の充実を図る必要があります。

Ⅱ 財政運営に関する基本方針

次の基本方針に基づき、適切な財政運営を推進するための取組を進める。

1 安定した財政運営

これまでの行財政改革の成果を生かしつつ、自主財源(※5)確保に徹底した取組を進め、収支均衡と将来負担の軽減を図る持続可能な財政運営を推進する。

2 他会計繰出金の適正化

浜坂病院事業会計や下水道事業会計等の公営企業会計の経営健全化を進め、一般会計や公営企業会計等、町全体での財政の健全性を確保する。

3 公共施設管理運営の効率化

老朽化が進む公共施設を将来にわたり持続可能な量と質を確保し、未利用施設の利活用を進め、時代の変化に応じた行政サービスを維持する。

4 職員定員管理の適正化

職員が担う業務が増大し、一人ひとりの能力向上がますます重要となるため、職員の意識改革を促しつつ、限られた財源と人材を効果的かつ効率的に活用する。

Ⅲ 取組期間

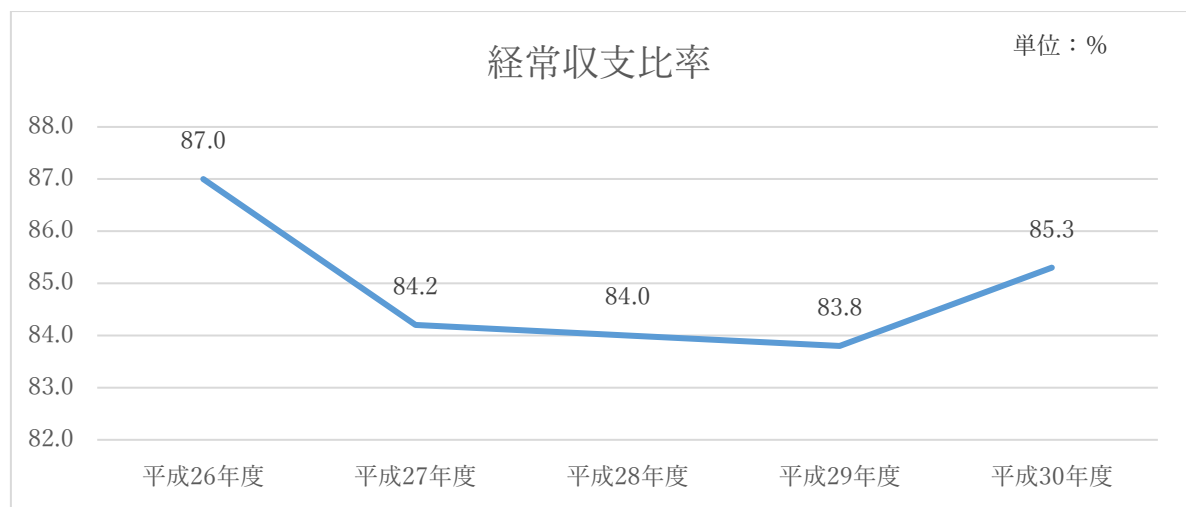
令和2年度～令和6年度の5年間

Ⅳ 財政運営

1 財政指標等の現状

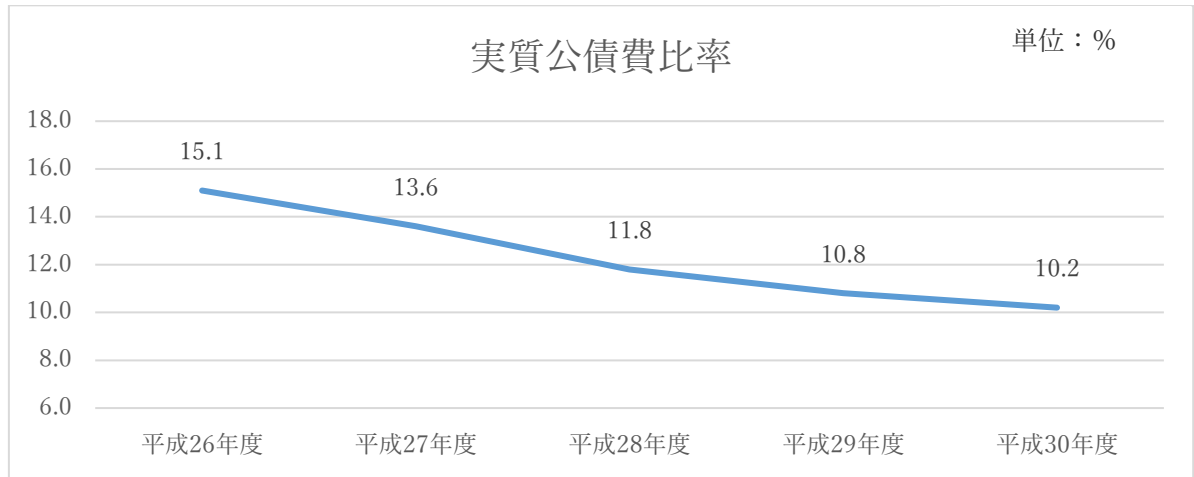
(1) 経常収支比率

経常収支比率は近年では80%台で推移しており平成30年度決算では85.3%となっています。経常収支比率は財政構造の弾力性を判断するものであり、目安として全国平均水準を下回るよう義務的経費(※6)の削減など継続して取組みを行っています。



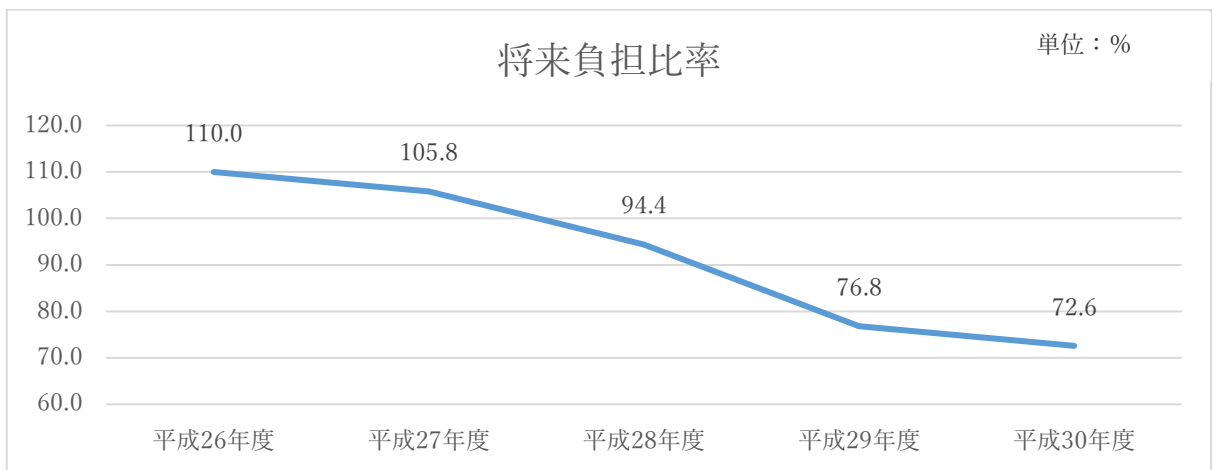
(2) 実質公債費比率

実質公債費比率は平成 21 年度決算において 18.9%の最高率を示しましたが、公債費負担適正化計画や行財政改革大綱に基づいた取組みを継続することにより、平成 24 年度決算においては 17.6%となり、健全化への目標数値である 18%を下回ることができました。その後も、新規地方債の発行抑制を行い、段階的に実質公債費比率の低減に努めたことにより、平成 30 年度決算においては 10.2%まで低減させることができました。



(3) 将来負担比率

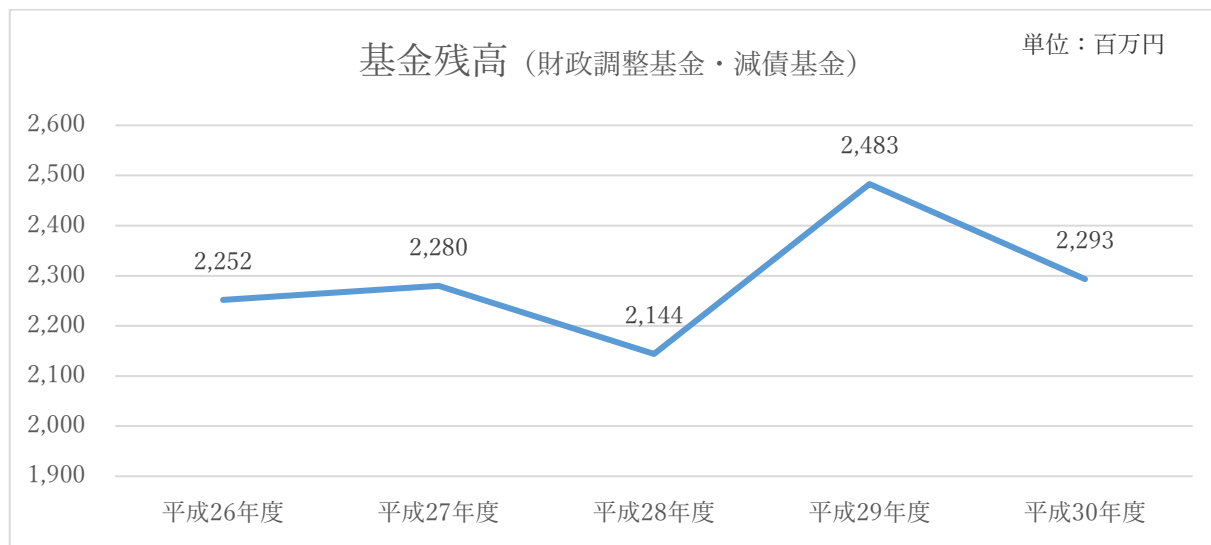
将来負担比率は平成 21 年度決算において 176.8%の最高率を示しましたが、新規地方債の発行抑制や行財政改革大綱に基づいた取組みを継続することにより、平成 30 年度決算において 72.6%まで低減させることができ、第 2 次新温泉町総合計画に定める令和 3 年度目標値の 105.0%を上回る改善ができました。



(4) 財政調整基金残高等

財政調整基金(※7)の残高は合併当初の4億4,187万円から平成30年度末残高は20億2,775万円と積み増しを行っています。一定の目安として、標準財政規模に対する基金残高の比率を県内の町平均と同水準程度になるまで基金の積み増しを行っており、災害時における経費や除排雪経費等が増加した場合など、不足する財源を補てんするために活用しています。

減債基金(※8)は、公営企業等の経営健全の観点から地方債を活用した出資を行うことに伴い、この地方債の交付税算入分を除く実質負担分を計画的に減債基金に積むことで将来負担比率の抑制を図っています。



2 財政指標等の主要計画への位置付け

(1) 第2次新温泉町総合計画における財政指標

町の主要計画である第2次新温泉町総合計画の前期基本計画（令和3年度まで）では、『将来にわたる持続可能な財政基盤と住民満足度の高い行政体制を確立するため、改革と改善を繰り返しながら、行財政改革の着実な推進を図り、健全な行財政運営を進める。』とし、財政指標を明記しています。このうち、行財政改革の推進において当面の目標としていた「実質公債費比率が11.5%未満」と「将来負担比率が105.0%未満」の2つの指標は、前期基本計画の終了までは暫くの期間を残していますが、いずれも達成を見込んでいます。

総合計画／前期基本計画（H29～H33）における数値目標

○政策6 住民と行政が夢をふくらませるまち

(3) 行財政改革の推進

指 標	実 績 値 (H30)	目 標 値 (H33)
町税徴収率（現年分）	99.0%	98.7%
実質公債費比率	10.2%	11.5%未満
将来負担比率	72.6%	105.0%未満

(2) 財政計画における財政指標

本町では普通会計(※9)における当該年度以降の収支見込みについて財政計画として取りまとめを行い、前年度決算の確定により算定年度から10年後までの収支見通しを立てています。これは一般財源(※10)をベースに、将来見込める歳入を財源とした場合に可能となる性質別歳出の規模を想定し、そのことにより、基金残高、地方債残高及び実質公債費比率等の数値がどのように影響を受けるかを予測したものです。この財政計画の役割は、財政運営上必要となる一定期間の指数の変動を想定することにより、継続した歳出可能額の範囲を予測し予算編成のガイドラインとすることにあります。

令和元年度に作成した財政計画では、令和2年度から令和6年度にかけて予定している認定こども園整備や、浜坂駅港湾線の街路事業などの大型事業への取組により、この間の起債残高が平成30年度決算に比べ増加すること。また、この借入金の元金償還がはじまる令和3年度以降に実質公債費比率が上昇に転じると想定しています。今後は、これまでの指標を減少させる考え方から、施策展開による上昇を見据え、年度間調整により平準化していくなどの指標推移を持続させる考え方とし、将来負担を注視していく必要があります。

【財政計画上予定している主な事業】

- ・ 夢ホール耐震化事業
- ・ 認定こども園整備事業
- ・ 公共街路関連事業（浜坂駅港湾線）
- ・ 街なみ環境整備事業

○収支見通し(令和元年度作成)

		(単位: 百万円、%)						
区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	地 方 税	1,394	1,367	1,348	1,317	1,303	1,289	1,250
	地 方 交 付 税 (臨時財政対策債発行可能額含む。)	5,131	5,063	5,032	5,052	5,027	5,031	5,073
	そ の 他	721	988	993	1,041	978	897	902
	歳 入 計 (A)	7,246	7,418	7,373	7,410	7,308	7,217	7,225
歳出	人 件 費	1,171	1,140	1,582	1,580	1,563	1,572	1,556
	扶 助 費	349	354	360	365	371	376	382
	公 債 費	1,331	1,405	1,343	1,409	1,411	1,452	1,509
	物 件 費	1,267	1,360	1,015	1,024	998	997	991
	補 助 費 等	1,618	1,641	1,641	1,697	1,612	1,576	1,562
	繰 出 金	619	636	643	638	638	643	638
	投 資 的 経 費	233	605	246	210	208	204	107
	そ の 他	403	732	720	487	507	485	511
	歳 出 計 (B)	6,991	7,873	7,550	7,410	7,308	7,305	7,256
歳入歳出差引(A-B) (C)		255	△ 455	△ 177	0	0	△ 88	△ 31
基金取崩額 (D)		193	455	177	0	0	88	31
再差引(C+D) (E)		448	0	0	0	0	0	0
基金(財調)残高		2,028	1,696	1,520	1,522	1,525	1,439	1,409
地 方 債 残 高		13,695	15,255	16,298	15,712	15,040	14,332	13,181
実 質 公 債 費 比 率(3ヶ年平均)		10.8	10.2	10.7	11.2	11.8	12.1	12.3
将 来 負 担 比 率		72.6	116.3	125.9	98.9	91.6	92.6	72.6
標準財政規模(臨財債含み)		6,199	6,289	6,291	6,280	6,239	6,230	6,233

※上記の財政計画は令和元年度に作成したものであり、毎年時点修正を行なう。

※歳入・歳出に関しては現行の制度を維持した場合の額であり、法改正等により見通しが変わる場合がある。

本町は平成 17 年度に合併し、多くの課題を抱えながらも新町のまちづくりを進めてきました。合併というこれまで経験をしたことのない大事業への取組は、試行錯誤の連続であり少なからぬ混乱も生じましたが、今後の町政を考えると、まちづくりに対する基本方針も、削減、合理化から、行政サービスの安定的かつ継続的な提供にシフトし、計画的な行政運営に努めていく必要があります。

財政運営の分野においても健全化へ向けての「改善」の時期は当初目標を達成することで終えようとしており、今後は「継続」へと重要性をシフトさせていくために、その目的に応じた次の段階の数値目標を示すことが必要となってきました。

V 各分野の取組方針

今後、町全体としての健全財政を維持し、中長期的に持続可能な財政運営を行っていくために、財政指標の維持・平準化に加え、企業会計における収支赤字の解消を計画に盛り込む必要があります。さらに、住民サービスを継続するための必要不可欠な施設等の新設はもとより、耐震化や老朽化対策が必要な数多くの施設に対する投資的経費の財源を起債の抑制を図りながら確保することも必要となってきました。

これまで財政健全化に向けた取り組みは「緊縮財政」という言葉に置き換えられ、事業の縮小、給付の削減、負担の増加等、行政の「できない」部分だけに注目が集まりがちで、そのことが批判もされてきましたが、「健全化」本来の主旨は、歳入の確保に努め、必要なときに、必要な事業を実施「できる」財政運営を目指す取組みです。この取組みは、地方自治法第 208 条第 2 項に規定される財務に関する基本原則、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。(会計年度及びその独立の原則(※11))」を遵守できる状況に戻そうとする試みでもあります。

今後は、財政指標を維持しつつ、交付税一本算定(※12)後の財政運営も視野に入れながら、一方の課題であった投資的事業の展開において必要な財源の確保のために取組むことが重要となってきました。その取組方針は次のとおりとします。

1 安定した財政運営

○新たな財政指標の設定

本町はこれまで、指標の「改善」を重視した取り組みを行い、一定の成果を上げてきました。しかしながら、今後実施する大型事業や公共施設の老朽化対策に対応しなければなりません。

そこで、今後の大型事業や必要な事業への的確な対応により、仮に借入総額が増大した場合にあっても、長期的な視点に立って目標をクリアしていく、より柔軟な財政運営とまちづくりのための積極的な施策展開を可能にする必要があると考えています。

そのため、本町のように財政基盤の脆弱な団体は、交付税算入率が高い過疎対策事業債や旧合併特例事業債のような特別な財政支援が無ければ大規模事業に取り組むことが困難であるため、施策の展開においてはこれら制度を活用することが重要となります。

しかし、過度な負担を将来に送らないためには、まず、起債借入総額の抑制に配慮することが必要となります。その上で、長期的なスパンでは中位安定した状況を目指すこととし、この計画期間においては、令和2年度以降に予定している大型事業の元利償還が始まった後の指数を許容範囲内で推移させることを目標とします。

また、人口減少の抑制に資する施策や、ふるさと納税制度を活用することで、自主財源の確保に努め、安定した財政運営と今後の施策展開に繋げて行きます。

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標であり、経常的な収入に対して人件費等の経常的な費用が占める割合が高くなるほど、投資的な事業など独自の取り組みを行う余裕が無くなることから、ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、弾力性のある財政構造の維持に努めます。

■指標1 経常収支比率

項 目	内 容
平成30年度決算数値	・85.3%
基準とする期間	・令和2年度～令和6年度
目標数値	・全国平均水準を下回ること

(2) 実質公債費比率

実質公債費比率は、借入総額を継続して抑制することが比率を安定させるためには重要となりますが、今後実施予定の大型事業により一時的な比率の上昇を見込んでいます。しかしながら、年度間調整を図りながら、目標数値内にとどめることで、中長期的な安定した財政運営を目指します。

■指標 2 実質公債費比率

項 目	内 容
平成 30 年度決算数値	・ 10.2%
基準とする期間	・ 令和 2 年度～令和 6 年度
目標数値	・ 令和 3 年度までは 11.5%を下回ること(総合計画目標数値) ・ 令和 6 年度までは総合計画目標数値を維持

(3) 将来負担比率

将来負担比率は、実質公債費比率と同様に過度な負担を将来に送らないためにも、起債借入総額の抑制や交付税算入率の高い地方債の活用など、単年度の借入と償還のプライマリーバランスに留意しつつ、計画的に減債基金に積立を行い、継続的な財政運営が行えるよう、比率の維持に努めます。

■指標 3 将来負担比率

項 目	内 容
平成 30 年度決算数値	・ 72.6%
基準とする期間	・ 令和 2 年度～令和 6 年度
目標数値	・ 令和 3 年度までは 105.0%を下回ること(総合計画目標数値) ・ 令和 6 年度までは総合計画目標数値を維持

(4) 財政調整基金残高等

前述した実質公債費比率と将来負担比率の 2 つの指標は起債借入総額の削減などに関連したものです。令和 2 年度以降に実施する大型事業によりこの目標数値を一時的に超過する見込みとなっています。このような状況に備えるため、歳入の確保、経費削減に努め、取崩しを最小限としながら、財政調整基金や減債基金の計画的な積立を行います。

また地域振興基金は、合併後の「町民の連携強化並びに均衡ある地域振興を図るため」に設置しており、この基金の財源となっている旧合併特例事業債の元金償還済相当分については基金の取崩しが可能であることから、地域振興に資する事業の展開が必要となった際に、財政状況を勘案の上、基金の活用を検討します。

■指標 4 保有基金残高

項 目	内 容
基準とする期間	・ 令和 2 年度～令和 6 年度
目標数値	・ 財政調整基金：収支均衡に努め、取崩しを最小限とする ・ 減債基金：後年度の実質負担分を計画的に積立 ・ 地域振興基金：旧合併特例債を活用し、計画的に積立

(5) 自主財源の確保

本町は歳入の根幹をなす税収入が少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や地方の景気回復が遅れている現状の中で、今後も急速な回復が期待できない状況にあるほか、人口減少に伴う普通交付税の減額などが見込まれている状況にあり、町税徴収率の改善など、自主財源の確保が急務となっています。

また、本町の豊かな資源と特長を活かした財源の確保策として、ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保に努めます。ふるさと納税の制度を尊重しつつ本町の魅力を広く発信し、自主財源の確保と同時に地域産業の振興を図ります。

■指標5 自主財源の確保

項 目	内 容
基準とする期間	・ 令和2年度～令和6年度
目標	・ 町税徴収率の改善、債権管理・徴収体制の整備 ・ ふるさと納税返礼地場産品の拡充

2 他会計繰出金の適正化

地方公営企業は、企業性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算性が原則とされています。

しかし、地方公営企業法上、「その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」「その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」等については、一般会計が負担するものとされており、この負担については一定のルール（繰出基準）が設けられています。

一方で、公共の福祉の観点から経営の継続が必要不可欠な事業については、赤字補てんなどこのルールに基づかない繰出（基準外繰出）を毎年行なっており、一般会計が企業会計を下支えしています。しかしながら、この基準外繰出が過度になると、企業会計のみならず一般会計の財政運営に大きな支障をもたらします。

そのため企業会計の収支を安定させ、基準外繰出の縮減を図ることで、繰出金の適正化と安定した財政運営を目指します。

(1) 水道事業会計収益的収支(※13)

・ 経営戦略における収益的収支計画

	H30（決算）	R1	R2	R6
収益的収入(A)	379百万円	391百万円	392百万円	416百万円
収益的支出(B)	418百万円	430百万円	439百万円	398百万円
経常損益(A)－(B)	△39百万円	△39百万円	△47百万円	18百万円
うち一般会計繰入金	29百万円	25百万円	27百万円	26百万円
	(基準外) 0百万円	(基準外) 0百万円	(基準外) 0百万円	(基準外) 0百万円

水道事業は常に安全で良質な水道水を安定して供給することを責務として、事業経営の安定化を図りつつ信頼されるライフラインシステムを構築し、次世代に継承していかなければなりません。

ん。そこで、持続可能な水道事業に向けて、経営の効率化と収支が均衡した事業経営のための財源確保に努めます。

本町の給水人口は減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと見込まれ、給水人口及び水需要の減少に伴い料金収入も減少が見込まれます。さらに、施設の老朽化や耐震化対策等により、減価償却費は高い状態が続きます。また、簡易水道と上水道の統合は、地理的な要因により施設の統廃合が不可能であるため、経営実態は変わらず、経営の効率化や経営基盤の強化には至っていません。そのため、必要な料金改定等を検討するとともに、国庫補助金や企業債を活用しつつ、管路の老朽化対策や施設の更新を計画的に行い、事業の安定化と経営の効率化に努めます。

(2) 下水道事業会計収益的収支

・経営戦略における収益的収支計画

	H 3 0 (決算)	R 1	R 2	R 6
収益的収入(A)	1, 0 8 1 百万円	1, 0 1 8 百万円	9 8 3 百万円	8 5 0 百万円
収益的支出(B)	1, 0 0 9 百万円	9 7 0 百万円	8 9 9 百万円	7 0 5 百万円
経常損益(A)－(B)	1 3 3 百万円	4 8 百万円	8 4 百万円	1 4 5 百万円
うち一般会計繰入金	4 4 1 百万円 (基準外) 0 百万円	4 3 6 百万円 (基準外) 0 百万円	4 3 6 百万円 (基準外) 0 百万円	3 9 6 百万円 (基準外) 0 百万円

下水道事業は水道事業と同様に、人口減少や節水機器の普及等により使用料収入の減少が見込まれる一方、施設の老朽化に対応するための費用の増大が見込まれます。経営環境が厳しくなるものと予想される中、安全で快適な下水道サービスの持続的・安定的な提供のため、将来へ向けた計画的な施設更新を行うとともに、安定経営のための財源確保に努めます。

人口減少が続く中、今後の使用料収入の増加は困難ではありますが、財政基盤の強化のため、使用料の未収金の縮減や、下水道接続率の向上に向け、公共施設等への計画的接続に取り組むとともに、一般会計との負担区分の適正化に努めます。また、国庫補助金や企業債を活用し、事業の安定化と経営の効率化に努めます。

(3) 浜坂病院事業会計収支

・財政計画における収益的収支計画

	H 3 0 (決算)	R 1	R 2	R 6
収益的収入(A)	1, 4 2 0 百万円	1, 2 0 3 百万円	1, 1 7 9 百万円	1, 1 7 1 百万円
収益的支出(B)	1, 3 5 2 百万円	1, 4 0 9 百万円	1, 3 9 9 百万円	1, 3 8 0 百万円
経常損益(A)－(B)	6 8 百万円	△ 2 0 6 百万円	△ 2 2 0 百万円	△ 2 0 9 百万円
うち一般会計繰入金	3 6 5 百万円 (基準外) 2 1 0 百万円	3 4 6 百万円 (基準外) 2 1 0 百万円	3 2 8 百万円 (基準外) 2 1 2 百万円	2 9 7 百万円 (基準外) 1 9 2 百万円
病床利用率 (浜坂病院のみ)	7 5. 5 %	8 1. 8 %	8 1. 8 %	8 1. 8 %

浜坂病院は医師不足等による患者数の減少、医療需要の変化と人口減少が相まって、一般会計からの繰入金は近年多額になっています。また、付帯事業である介護老人保健施設ささゆりも、介護報酬の抑制により収入の減少が見込まれます。しかしながら、地域医療を支える上で必要不可欠な病院を一般会計としても下支えすることで、住民の健康と安心の確保に努めます。

また病院事業も新改革プランや、平成 30 年度に行ったあり方検討委員会における報告書に基づき、町全体で今後の病院事業の方向性を検討し、経営改善を図ることで、一般会計の負担軽減に努めます。

以上のように公営企業会計ではそれぞれの会計毎に経営戦略等によって各々の課題を認識しつつ、中・長期的な視点で事業の適正化に取り組んでいます。それらの計画を尊重する形で、公共の福祉等の観点から一般会計では必要な繰出金を財政計画に計上し、一般会計の過度な負担とならないように注視しつつ、企業会計の安定的な運営を支えるよう取り組んでいきます。

■指標 6 他会計繰出金

項 目	内 容
平成 30 年度決算数値	・ 8 3 5 百万円 （うち基準外繰出 2 1 0 百万円）
基準とする期間	・ 令和 2 年度～令和 6 年度
目標数値	・ 経営戦略及び財政計画に基づく、計画額内。

3 公共施設管理運営の効率化

本町の公共施設は経済成長を背景とした行政需要の増大に伴い整備され、特に、昭和 50 年代から平成初期にかけてその多くが整備され、さらに、合併に伴い類似する施設などを町内に多数保有する状況にあります。また、近年、公共施設の老朽化対策が全国的に大きな課題となっている中で、本町においても、既に老朽化が進行している施設を多く保有しており、今後、これらの施設が次々と更新の時期を迎えることで、多額の財政負担を伴うことが予測されます。

その一方で人口減少・超高齢社会の本格的な到来など社会状況の変化に伴い、既存の公共施設の利用需要等が変化しています。また、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大が確実視されている中で、近年の財政状況を踏まえると、これまでと同じ水準で公共施設整備への投資を継続することは困難であると考えられます。

そのため本町では公共施設等総合管理計画を定め、公共施設の更新に伴う財政負担の軽減・平準化や公共施設の最適な配置の実現など、長期的な視点を持って、公共施設の管理運営の効率化を図ります。

(1) 公共施設の更新・集約化

公共施設等総合管理計画では現在保有する公共建築物をすべて維持すると前提して、築 30 年目で大規模改修、60 年目で建替えという一般的なサイクルで更新するとした場合、今後 40 年間で総額約 579 億円が必要となり、年平均で約 14.5 億円の負担が見込まれると試算しています。しかし、財政計画（平成 27 年度版）における投資的経費のうち、公共建築物の更新費用に充当できる経費は年間 6.8 億円と見込んでおり、年間約 7.7 億円が不足することになります。

この不足額を解消し、今後とも真に必要な施設を適切に維持していくためには、公共施設マネジメントの原則に基づき、保有する施設の最適化に向けた総量縮減を計画的かつ着実に推進することを、公共施設等総合管理計画に数値目標として設定し位置付けています。

・公共施設等総合管理計画における数値目標

パターン	条件	1年当たりの更新費用	今後40年間の更新費用の総額
現状維持	・建替え60年 ・大規模改修30年	14.5億円	579億円
長寿命化	・建替え70年 ・大規模改修35年	10.7億円	428億円
長寿命化＋延床面積削減	・建替え70年 ・大規模改修35年 ・延床面積36%削減	6.8億円	272億円

この新温泉町公共施設等総合管理計画の数値目標に基づき、施設の計画的な更新・集約化を推進することと併せて、更新に係る費用に対し交付税措置のある有利な地方債を活用するため、地方債発行の前提条件である施設ごとの個別施設計画を令和2年度までに作成し、財政運営の負担軽減を図りながら、公共施設の管理運営の効率化を進めます。

(2) 保有資産の有効活用

施設の保有量の最適化や計画的な保全を図るとともに、業務内容の見直しにより施設サービスの質を維持・向上させ、光熱水費を含めた日常的な維持管理・運営費用の削減を図ります。また、施設の特性に応じて、町民、民間企業、NPO法人等の多様な主体との協働による維持管理・運営を促進するとともに、保有する公的不動産を最大限生かした増収施策等の取組を強化します。

■指標7 公共施設管理運営の効率化

項目	内容
基準とする期間	・令和2年度～令和6年度
目標	・公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定（令和2年度まで） ・個別施設計画に基づく施設の更新等（令和3年度以降）

一方、公共土木施設は町民生活の経済活動の基盤であり、一般的に施設の再編や廃止に適さない施設であることから、施設保有量に関する数値目標は設定しませんが、維持管理・更新等に係る費用の削減・平準化を徹底するとともに、長期的な観点で必要性が認められない施設については、総量縮減についても検討します。また、公営企業施設については、独立採算制の原則のもと

経営を行っているため、それぞれの事業規模・経営状況等を踏まえた施設保有量の最適化に努めます。

4 職員定員管理の適正化

職員の定員管理については第2次新温泉町定員適正化計画に基づき、第3次行財政改革大綱においても基本方針の中の一つとして位置付けられてきました。合併以後続けられてきた定員適正化計画の結果、平成31年4月1日での職員数は257人となり、合併時の職員数371人に対して114人削減しています。これは第2次新温泉町定員適正化計画で定める令和2年4月1日時点での職員数259人を上回る実績であり、行財政改革の観点において一定の成果を上げてきました。

(1) 職員定員管理の適正化

今後は、令和2年4月1日の職員数を基本とし、業務の効率的な執行や、住民サービスの水準の維持・向上及び新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応できる人員配置に努めます。また職員一人ひとりの能力開発を効果的に推進するため「人材育成基本方針」に基づき、各種研修や自己啓発等により人材育成を行うと同時に、超過勤務の縮減や働きやすい職場づくりに努めます。

令和2年度から導入される会計年度任用職員制度^(※14)により、非常勤職員の処遇が大きく改善されることとなります。一方で、本町の財政運営にも大きく影響するものであるため、任用のあり方について、これまで以上に精査を行うとともに、導入後も必要に応じて適宜見直し等を行いながら、住民サービスの水準の維持に努めます。

また、業務経験やノウハウを円滑に引き継ぐため、再任用制度を活用するほか、公務員の定年引上げの動向にも注視し、検討を進めていきます。

【関連用語】

※ 1 実質公債費比率

町の一般会計(※15)等が負担する元利償還金等の標準財政規模(※16)を基本とした額に対する比率をいいます。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

※ 2 将来負担比率

公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含めた、町の会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となっています。

※ 3 経常収支比率

町の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等に占める割合をいいます。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の弾力性が失われていることを表しています。

※ 4 繰出金

会計間相互に支出される経費をいいます。また、企業会計に対する支出も繰出金に含まれます。

※ 5 自主財源

地方公共団体が自主的に収入できる財源で、町税、使用料、手数料、財産収入等がこれにあたります。したがって、この割合が高いほど自主的な行政運営ができることになります。

※ 6 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費で、主に職員の給与等の人件費、医療給付費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費で構成されています。

※ 7 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金をいいます。

※ 8 減債基金

地方債の償還（返済）を計画的に行うための資金を積み立てる基金をいいます。

※9 普通会計

地方公共団体における会計は、一般会計及び特別会計によって構成されますが、実施している事業の違いから、各地方公共団体によって、会計の範囲が異なります。そのため、全国統一の基準により、一般会計と特別会計の一部を合計した統計上の会計区分を普通会計といいます。本町では、一般会計と、浜坂地区残土処分場事業特別会計、温泉地区残土処分場事業特別会計になります。

※10 一般財源

使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源で、町税、地方譲与税、地方交付税などがこれにあたります。

※11 会計年度及びその独立の原則

各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充てなければなりません。また、財政運営の秩序を守るため、予算の効力を発揮する期間をある一定期間に限定するもので、法律により、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものと定められています。ただし例外として、予算の繰越や過年度収入・支出などがあります。

※12 交付税一本算定

普通交付税の算定において、合併関係市町村がなお合併前の区域を持って存在しているものとみなして算定された交付税を合併算定替といい、合併後10年間措置されています。しかし11年目以降の5年間で段階的に措置は縮減され、新温泉町では令和3年度以降は合併後の本来の算定による額の交付となり、これを一本算定といいます。

※13 収益的収支

公営企業会計において、一事業年度の企業の経営活動に伴い、発生が予定されている全ての収益とそれに対応する全ての費用をいいます。

※14 会計年度任用職員制度

これまでの臨時・非常勤職員について、任用要件がより厳格化され、一般職に適用される各規程が適用されるほか、期末手当の支給や人事評価の導入、再任用の際の昇給などの制度が令和2年度より導入されます。

※15 一般会計

保健、福祉、教育、消防など行政運営の基本的な経費を網羅した地方公共団体の基本となる会計です。一般会計は、特別会計で計上される以外の全ての経理を処理しなければならないとされています。

※16 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。